

気象に関する警報・注意報発令時の対処

以下の対処を参考に、「自分の命は、自分で判断し、自分で守る」ことを最優先に、適切な行動をとること。

(1) 気象に関する特別警報、台風による暴風警報発令時

発令	対処
① 特別警報 ② 台風による暴風警報	○登校前 (ア) 午前6時30分の時点で左記①・②の警報が発令されている場合は自宅待機し、午前8時にHP、又はサブチャンネルを確認する。 (イ) 午前8時の時点でHP、又はサブチャンネルに指示が出ている場合は、その指示に従い、出していない場合は、自宅待機を継続し午前11時30分に再度HP、又はサブチャンネルを確認する。 (ウ) 午前11時30分にHP、又はサブチャンネルを確認し、指示に従う。
	○登校後 (ア) 安全を確認して下校する。安全が確認できるまでは学校待機とする。 (イ) 下校が困難な生徒については、学校が保護者と連絡を取り適切に対応する。

(2) 上記①・②以外の警報や注意報発令時

発令	対処
上記①・②以外の警報、注意報	○原則として平常授業を実施する。 ○授業を実施する場合、以下の点に留意する。 (ア) 今後の気象状況や自治体による避難情報を踏まえ、安全に登下校できることを確認した上で登校する。 (イ) 自宅や通学路周辺の状況や公共交通機関の運行状況により、 安全に登校することが困難な場合は、自宅待機や避難等の適切な行動をとる。 その場合、学校に連絡する。 * 学校への連絡（欠席や遅刻の連絡、問い合わせ等）は、普段の欠席連絡フォーム、又はTeamsのchat（担任宛）を使用する。電話の使用は、緊急にやり取りをする必要がある場合のみとする。 (ウ) 自宅待機や交通機関の影響等で欠席や遅刻となった場合、出欠の取り扱いにおいて不利にならないよう学校が配慮する。

*ただし、天候の状況を見て、緊急に自宅待機とすることがある。その場合、午前6時30分までに本校のホームページとサブチャンネルの両方で連絡するので、どちらかを確認すること。